

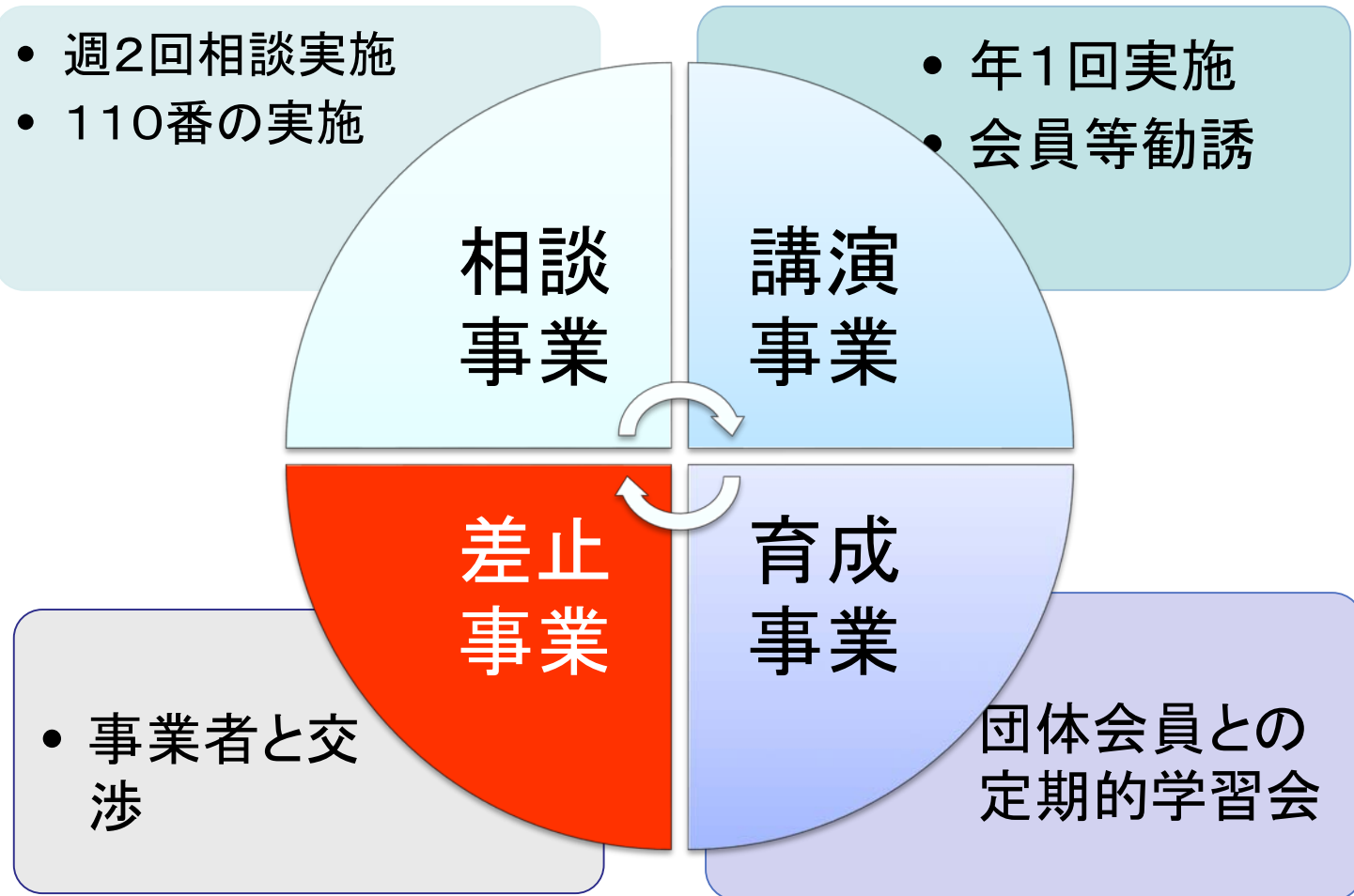
第4次消費者委員会への要望 について

平成28年3月3日
適格消費者団体
大分県消費者問題ネットワーク
理事長 井田 雅 貴

団体の概要

- 名称：特定非営利活動法人大分県消費者
問題ネットワーク
- 住所：大分市青崎一丁目9番35号
- 認定年月日：2012年2月28日
- 会員数：正会員 個人164 団体17
賛助会員 個人47 団体1
- 役員等：理事9名 理事会 検討委員会
- 事務局稼働日：月、水、金 10時から15時

団体の活動内容



団体の主たる活動実績(1)

- ・差止事業：大分地方裁判所平成24年(ワ)第499号
違約金条項使用差止等請求事件
事前請求後訴訟前和解事案 1件
事前請求前の和解事案 多数
- ・相談事業：相談場所での相談件数 51件
6自治体との相談事業
3自治体とのレベルアップ事業

相談事業の概要(1)



大分市内(ソレイユ)

別府市内(福社会館)



今年度の相談件数は51件(2015.12.31現在)

相談事業の概要(2)



大分県と
大分市が
常設の相談
機関設置

大分県、別府市、津久見市、
日出町、玖珠町、杵築市

→相談員を自治体へ
豊後高田市、中津市、
臼杵市

→相談員と弁護士が同席
のうえ相談業務

団体の主たる活動実績(2)

- ・講演事業：会員向 年1回実施(専門家招聘)
県民向 啓発活動としての講演や
寸劇
- ・育成事業：2009年から2012年まで
消費生活相談員養成事業
2014年、2015年
消費生活相談員資格取得支援講座
その他、定期的な学習会

育成事業の概要

- ・平成21年度から同24年度まで、消費生活相談員養成研修を受託

受講生のうち10名が消費生活専門相談員資格試験に合格

養成→実践→資格取得→勉強会

消費者被害の未然防止・回復に尽力

第四次消費者委員会への要望 (1)

＜要望の趣旨＞

- 1 「消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告書(以下「在り方報告書」という)」のいわば実践報告の作成
- 2 特に財政支援に向けた委員会における議論やその成果の公表

第四次消費者委員会への要望 (2)

<要望1について>

- ・行政との協同にあたり極めて有力な資料とできる事への期待
- ・適格消費者団体間の連携への資料となることへの期待

(ex:平成26年3月 消費者庁
「差止請求事例集」)

第四次消費者委員会への要望 (3)

<要望2について>

- ・適格消費者団体共通の悩みが「財政」。
集团的消費者被害回復制度を担う「特定適格消費者団体」の活動において、今以上に財政的負担が増大することが制度上不可避。
- ・適格消費者団体の活動は、保障行政の一部を担っている、という見方も可能。
→支援の基礎事実が存するのではないか

第四次消費者委員会への要望 (4)

<要望2について>

- ・個別事業の受託による支援
→継続性の問題。
- ・地方消費者行政推進交付金活用による支援
→地方公共団体間の温度差

第四次消費者委員会への要望 (5)

<要望2について>

- ・これからも増加する適格消費者団体の活動に差異がありすぎる場合の弊害
→活動の公益的側面

○民間団体の公益活動一般に対する支援は無理にしても、保障行政(法執行機能)に資する限度での財政的支援も不可能か

第四次消費者委員会への要望 (6)

<要望2について>

○財政支援に関する議論を個別になしても
実効性に疑問。

適格消費者団体に対する財政支援について、消費者委員会におけるまとまった議論をお願いしたい。そこでの議論を踏まえ、適格消費者団体としても工夫すべき点は工夫する所存。